



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年11月9日(金) 第9650号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課)	2
○同	2
○同	2
<b>公 告</b>	
○所在不分明通知(森林保全課)	2
○同	6
○開発工事の完了(建築課)	7

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第305号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成30年9月27日から適用する。

平成30年11月9日

群馬県知事 大澤 正 明

「藤岡市役所 藤岡市中栗須327（市民環境部市民課）  
群馬県行政書士会藤岡支部 藤岡市中大塚223-1（秋山賢治行政書士事務所）」を「藤岡市役所 藤岡市中栗須327（市民環境部市民課）」に改める。

## ◎群馬県告示第306号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成30年10月1日から適用する。

平成30年11月9日

群馬県知事 大澤 正 明

「公益財団法人群馬県交通安全協会 前橋市江田町448-1（群馬県自動車教習所）  
大橋千代子 前橋市光が丘町11-4（山城屋商店）」を「公益財団法人群馬県交通安全協会 前橋市江田町448-1（群馬県自動車教習所）」に改める。

## ◎群馬県告示第307号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成30年10月9日から適用する。

平成30年11月9日

群馬県知事 大澤 正 明

「公益財団法人群馬県交通安全協会 前橋市江田町448-1（群馬県自動車教習所）」を「公益財団法人群馬県交通安全協会 前橋市江田町448-1（群馬県自動車教習所）  
光が丘町11-4（山城屋商店）」に改める。

**■ 公 告**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を長野原町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年11月9日

群馬県知事 大澤 正 明

## 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
長野原町大字応桑字大洞山2032の1	佐藤晴哉	共有林
長野原町大字応桑字大洞山2032の1、字赤宿2032の7、字左トヤ2032の8、大字北軽井沢字熊ノ内2032の9、2032の11、字鷹繫2032の277	浅井眞	共有林
同	萩原征一	同
長野原町大字応桑字大洞山2032の1、2032の1684から2032の1686まで、字赤宿2032の7、2032の1687から2032の1689まで、字左トヤ2032の8、2032の1690から2032の1702まで、大字北軽井沢字熊ノ内2032の9、2032の11、2032の1703、2032の1704、2032の1707から2032の1709まで、2032の1711から2032の1716まで、字鷹繫2032の277、2032の1717	阿部浩明	共有林
同	佐藤成子	同
同	佐藤明	同
同	佐藤和三郎	同
同	坂詰征陸	同
同	坂詰由枝	同
同	山崎きく代	同
同	山崎猛夫	同
同	小堀新一郎	同
同	浅井ふみ	同
同	浅井まさゑ	同
同	浅井りて	同
同	浅井義征	同
同	浅井順三	同
同	浅井進	同
同	浅井瀧三	同
同	入沢吉美	同
同	萩原和夫	同
長野原町大字応桑字大洞山2032の1、2032の1684、2032の1686、字赤宿2032の7、2032の1689、字左トヤ2032の8、2032の1690から2032の1702まで、大字北軽井沢字熊ノ内2032の9、2032の11、2032の1	佐藤寅男	共有林

703、2032の1704、2032の1707から2032の1709まで、2032の1711、2032の1712、2032の1714、2032の1715、字鷹繫2032の277、2032の1717		
長野原町大字応桑字大洞山2032の1684から2032の1686まで、字赤宿2032の7、2032の1687から2032の1689まで、字左トヤ2032の8、2032の1690から2032の1702まで、大字北軽井沢字熊ノ内2032の9、2032の11、2032の1703、2032の1704、2032の1707から2032の1709まで、2032の1711から2032の1716まで、字鷹繫2032の277、2032の1717	佐藤武雄	共有林
長野原町大字応桑字大洞山2032の1684から2032の1686まで、字赤宿2032の1687から2032の1689まで、字左トヤ2032の1690から2032の1702まで、大字北軽井沢字熊ノ内2032の1703、2032の1704、2032の1707から2032の1709まで、2032の1711から2032の1716まで、字鷹繫2032の1717	加部勉	共有林
同	萩原千秋	同
同	萩原要	同
同	萩原桑男	同
同	浅井政雄	同
同	増田いね子	同
同	池田喜一	同
同	栃原治夫	同
長野原町大字応桑字大洞山2032の1685、字赤宿2032の1687、2032の1688、大字北軽井沢字熊ノ内2032の1713、2032の1716	佐藤勝利	共有林

(2) 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
長野原町大字応桑字田通273の460	沢田長吉	
長野原町大字応桑字田通原306の72、306の75	鎌原定吉	
長野原町大字応桑字田通原306の74	川野大久	

長野原町大字長野原字火打花738の2	(亡)山口吉五郎 (相)山口正一	共有林
同	(亡)山口松蔵 (相)山口隆	同
同	(亡)霜田助七 (相)霜田さわ	同
同	(亡)野口利八郎 (相)野口康太郎	同
同	野口徹	同
長野原町大字羽根尾字遠西556の1、556の3	(亡)山口ほう (相)山口兵一	
長野原町大字長野原字火打花乙739	山口隆	
長野原町大字長野原字火打花813の2	(亡)山口武治 (相)山口隆	
長野原町大字応桑字御所平1985の184	山下定吉	

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字応桑字田通273の460、字田通原306の75

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
長野原町大字大津字上新戸364の3	市村ひで	共有林
長野原町大字北軽井沢字大屋原1353の1039	戸塚虎之助	共有林
同	三俣鶴夫	同
同	柘野三徳	同
同	高橋元久	同

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成30年3月20日群馬県告示第77号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を吉岡町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年11月9日

群馬県知事 大澤 正 明

## 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
北群馬郡吉岡町大字上野田字笹塚2851	近藤育夫	共有林
北群馬郡吉岡町大字上野田字笹塚2852の1	田子幹雄	共有林
同	井上アキ	同
同	木暮ヨシ	同

## (2) 指定の目的 土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
北群馬郡吉岡町大字漆原字瀬来1463の9	中村孝三郎	

## (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び吉岡町役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予告告示 平成30年2月16日群馬県告示第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成30年11月9日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	北群馬郡吉岡町大字大久保字金竹西1454-1、1454-2、1454-6、1455-1、1455-2、1455-3、1455-5、1455-11、1456-1、1454-1先水路	前橋市筑井町456番地13 ネッツトヨタ群馬株式会社 代表取締役 佐野隆男
2	邑楽郡邑楽町大字篠塚字水立1296-7、1296-8、1297-1	邑楽郡邑楽町大字篠塚790番地 有限会社北関東観光 代表取締役 羽田美紀
3	佐波郡玉村町大字五料字新川岸881-1	佐波郡玉村町大字五料883番地2 大澤広靖
4	佐波郡玉村町大字下新田字七街北圃393-1、394-7	東京都練馬区石神井町二丁目26番11号 一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美
5	邑楽郡千代田町大字木崎字神明西508-1	伊勢崎市境東285番地1 ロイヤルタウン東A 尾形大助、尾形愛美
6	邑楽郡明和町千津井79-1	邑楽郡明和町新里621番地1 ポポラーレC202 今成祐介
7	邑楽郡明和町梅原176-1	館林市東美園町22番地の8 スターサファイヤー106 新井剛志、新井綾

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---